○新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則

平成19年３月28日人事委員会規則第41号

改正

平成19年８月３日人事委員会規則第62号

平成20年３月10日人事委員会規則第２号

平成20年３月31日人事委員会規則第12号

平成20年７月１日人事委員会規則第15号

平成20年11月27日人事委員会規則第22号

平成21年５月29日人事委員会規則第12号

平成22年３月９日人事委員会規則第１号

平成22年４月14日人事委員会規則第10号

平成22年11月30日人事委員会規則第21号

平成23年３月２日人事委員会規則第１号

平成23年11月30日人事委員会規則第13号

平成25年１月16日人事委員会規則第１号

平成26年12月24日人事委員会規則第11号

平成27年３月31日人事委員会規則第７号

平成28年２月29日人事委員会規則第９号

平成28年３月30日人事委員会規則第18号

平成28年12月28日人事委員会規則第26号

平成29年３月30日人事委員会規則第８号

平成29年11月30日人事委員会規則第17号

平成30年３月29日人事委員会規則第３号

平成30年12月28日人事委員会規則第13号

平成31年３月25日人事委員会規則第１号

令和元年12月30日人事委員会規則第７号

令和２年２月28日人事委員会規則第３号

令和２年３月23日人事委員会規則第８号

令和２年５月29日人事委員会規則第12号

令和３年３月31日人事委員会規則第６号

令和４年９月15日人事委員会規則第10号

令和４年12月26日人事委員会規則第13号

令和５年１月20日人事委員会規則第12号

令和５年３月23日人事委員会規則第19号

令和５年９月21日人事委員会規則第23号

令和５年12月27日人事委員会規則第28号

令和６年３月14日人事委員会規則第２号

令和６年12月27日人事委員会規則第８号

令和７年３月28日人事委員会規則第７号

令和７年５月27日人事委員会規則第12号

令和７年12月26日人事委員会規則第22号

令和８年３月11日人事委員会規則第３号

新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、新潟市給与条例（昭和32年新潟市条例第60号。以下「条例」という。）第22条から第23条まで（新潟市教育職員給与条例（昭和34年新潟市条例第17号。以下「教育職員給与条例」という。）第21条及び第22条において準用する場合を含む。以下同じ。）及び条例第28条並びに教育職員給与条例第33条の規定に基づき、期末手当及び勤勉手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

（期末手当の支給を受ける職員）

第２条　条例第22条第１項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（条例第31条及び第32条の規定の適用を受ける職員を除く。以下「一般職員」という。ただし、この条において条例第22条の２各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

（１）　無給休職者（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第２項第１号の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）

（２）　刑事休職者（法第28条第２項第２号の規定に該当して休職にされている職員をいう。）

（３）　停職者（法第29条の規定により停職にされている職員をいう。）

（４）　専従休職者（法第55条の２第１項ただし書に規定する許可を受けている職員をいう。）

（５）　無給外国派遣職員（外国の地方公共団体の機関等に派遣される新潟市職員の処遇等に関す

る条例（平成元年新潟市条例第34号）第２条第１項の規定により派遣される職員（以下「外国派遣職員」という。）のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）

（６） 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第２条の規定により育児休業をしている職員のうち、新潟市職員の育児休業等に関する条例（平成４年新潟市条例第９号。以下「育児休業条例」という。）第７条第１項に規定する職員以外の職員

（７） 無給派遣職員（新潟市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年新潟市条例第35号）第２条第１項の規定により派遣される職員（以下「公益的法人等派遣職員」という。）のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）

（８） 教育公務員特例法（昭和24年法律第１号）第26条第１項に規定する大学院修学休業をしている職員

（９） 法第26条の５第１項に規定する自己啓発等休業をしている職員

（10） 法第26条の６第１項に規定する配偶者同行休業をしている職員

（期末手当の支給を受けられない職員）

第３条 条例第22条第１項後段の人事委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。

（１） その退職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する一般職員であった者

（２） その退職の後、基準日までの間において次に掲げる者（非常勤である者にあっては、法第22条の４第１項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間職員」という。）、育児休業法第18条第１項の規定により採用された短時間勤務職員（以下「任期付育児短時間勤務職員」という。）に限る。）となった者

ア 一般職員

イ 教育職員給与条例第４条第１項に規定する俸給表（別表第１備考２において「教育職員給与条例の俸給表」という。）の適用を受ける職員（その退職の前に条例第４条第１項に規定する俸給表の適用を受けていた職員に限る。）

ウ 条例第４条第１項に規定する俸給表（別表第１備考２において「給与条例の俸給表」という。）の適用を受ける職員（その退職の前に教育職員給与条例第４条第１項に規定する俸給表の適用を受けていた職員に限る。）

エ 新潟市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和32年新潟市条例第84号）第２条第１項及び新潟市民病院職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成19年新潟市条

例第82号）第２条第１項に規定する職員（第９条においてこれらを「企業職員」という。）

オ　条例第32条の規定の適用を受ける職員（第９条において「単純労務職員」という。）

カ　特別職に属する職員

（３）　その退職に引き続き次に掲げる者(非常勤である者にあっては、定年前再任用短時間職員、任期付育児短時間勤務職員その他人事委員会の定める者に限る。）となった者。ただし、イ及びウに掲げる団体等のうち、期末手当及び勤勉手当（これらに相当する給与を含む。）の支給について、一般職員が引き続き当該団体等の職員となった場合に一般職員としての在職期間を当該団体等の職員としての在職期間に通算することを認めている団体等の職員に限る。

ア　国家公務員

イ　他の地方公共団体の職員

ウ　その他人事委員会が定める者

第４条　条例第28条第７項ただし書及び教育職員給与条例第33条第６項ただし書の人事委員会規則で定める職員は、前条第２号及び第３号に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。

第５条　基準日前１箇月以内において条例又は教育職員給与条例の適用を受ける常勤の一般職員、定年前再任用短時間職員又は任期付育児短時間勤務職員としての退職が２回以上ある者について前２条の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみをもって当該退職とする。

（特定幹部職員とする職員）

第６条　条例第22条第２項の人事委員会規則で定める職員は、新潟市職員の管理職手当に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第39号）に規定する管理職手当に係る区分が１種又は２種の職を占める職員（以下「特定幹部職員」という。）とする。

（加算を受ける職員及び加算割合）

第７条　条例第22条第５項（条例第23条第５項において準用する場合を含む。以下同じ。）の一般俸給表以外の俸給表の適用を受ける職員で、一般俸給表の職務の級が３級以上の職員に相当する職員として人事委員会規則で定めるものは、別表第１の職員欄に掲げる職員（一般俸給表の適用を受ける職員を除く。）とする。

２　条例第22条第５項の人事委員会規則で定める職員の区分は、別表第１の職員欄に掲げる職員の区分とし、同項の100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合は、当該区分に対応する同表の加算割合欄に定める割合とする。

（期末手当に係る在職期間）

第８条　条例第22条第２項に規定する在職期間は、一般職員として在職した期間とする。

２　前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

（１）　第２条第３号又は第４号に掲げる職員として在職した期間については、その全期間

（２）　育児休業法第２条の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間については、その２分の１の期間

ア　当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第３条の２に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が２以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が１箇月以下である育児休業

イ　当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第３条の２に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が２以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が１箇月以下である育児休業

（３）　休職にされていた期間（次に掲げる期間を除く。）については、その２分の１の期間

ア　条例第28条第１項、教育職員給与条例第33条第１項、教育公務員特例法（昭和24年法律第１号）第14条又は公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和32年法律第117号）の規定の適用を受ける休職者であった期間

イ　人事委員会が特に必要と認める公共的機関の業務に従事することとなる休職の期間のうち人事委員会の定める期間

（４）　法第26条の２第１項の規定による修学部分休業の承認又は法第26条の３第１項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間については、その２分の１の期間

（５）　育児休業法第11条第１項に規定する育児短時間勤務職員又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率（育児休業条例第18条の規定により読み替えられた条例第５条第１項に規定する算出率をいう。第21条第２項第４号において同じ。）を乗じて得た期間を控除して得た期間の２分の１の期間

（６）　第２条第８号から第10号までに掲げる職員として在職した期間については、その２分の１の期間

第９条　基準日以前６箇月以内の期間において、次に掲げる者が一般職員となった場合（第５号から第８号までに掲げる者にあっては、引き続き一般職員となった場合に限る。）は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、前条第１項の在職期間に算入する。

（１）　第３条第２号イ又はウに該当する職員

（２） 企業職員（会計年度任用職員（法第22条の２第１項に規定する会計年度任用職員をいう。第５号において同じ。）を除く。）

（３） 単純労務職員

（４） 特別職に属する職員（常勤である者に限る。）

（５） 本市の会計年度任用職員（１週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の職員に限る。）

（６） 条例第31条の規定の適用を受ける職員

（７） 国家公務員又は他の地方公共団体の職員（人事委員会の定める者に限る。）

（８） その他人事委員会が定める者

２ 前項の期間の算定については、前条第２項の規定を準用する。

（一時差止処分に係る在職期間）

第10条 条例第22条の２及び第22条の３（これらの規定を条例第23条第６項、第28条第８項及び教育職員給与条例第33条第７項において準用する場合を含む。）に規定する在職期間は、一般職員として在職した期間とする。

２ 前条第１項各号に掲げる者が引き続き一般職員となった場合は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。

（一時差止処分の手続）

第11条 任命権者は、条例第22条の３第１項（条例第23条第６項、第28条第８項及び教育職員給与条例第33条第７項において準用する場合を含む。）の規定による一時差止処分（以下「一時差止処分」という。）を行おうとする場合は、あらかじめ、その旨を書面で人事委員会に通知しなければならない。

第12条 任命権者は、一時差止処分を行った場合には、当該一時差止処分を受けた者に別記様式第１号による期末手当及び勤勉手当支給一時差止処分書（以下「処分書」という。）を交付しなければならない。

２ 処分書の交付は、一時差止処分を受けた者の所在を知ることができない場合においては、その内容を新潟市公報に登載することをもってこれに代えることができるものとし、登載された日から起算して２週間を経過した時に処分書の交付があったものとみなす。

（一時差止処分の取消しの申立ての手続）

第13条 条例第22条の３第２項（条例第23条第６項、第28条第８項及び教育職員給与条例第33条第７項において準用する場合を含む。）の規定による一時差止処分の取消しの申立ては、その理由を明示した書面で、任命権者に対して行わなければならない。

（一時差止処分の取消しの通知）

第14条　任命権者は、一時差止処分を取り消した場合は、当該一時差止処分を受けた者及び人事委員会に対し、速やかに、理由を付してその旨を書面で通知しなければならない。

（処分説明書）

第15条　条例第22条の３第５項に規定する説明書の様式は、別記様式第２号のとおりとする。

（一時差止処分に関するその他の事項）

第16条　第14条から第10条までに定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（勤勉手当の支給を受ける職員）

第17条　条例第23条第１項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（条例第23条第６項において準用する条例第22条の２各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

（１）　休職にされている者（第８条第２項第３号アの休職者を除く。）

（２）　第２条第３号、第４号又は第８号から第10号までのいずれかに該当する者

（３）　育児休業法第２条の規定により育児休業をしている職員のうち、育児休業条例第７条第２項に規定する職員以外の職員

（４）　外国派遣職員又は公益的法人等派遣職員

（勤勉手当の支給を受けられない職員）

第18条　条例第23条第１項後段の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、勤勉手当を支給しない。

（１）　その退職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であった者

（２）　第３条第２号及び第３号に掲げる者

２　第５条の規定は、前項の場合に準用する。

（勤勉手当の支給割合）

第19条　条例第23条第３項に規定する勤勉手当の支給割合は、次条に規定する職員の勤務期間による割合（同条において「期間率」という。）に第23条及び第24条に規定する職員の勤務成績による割合（第23条から第25条までにおいて「成績率」という。）を乗じて得た割合とする。

（勤勉手当の期間率）

第20条　期間率は、基準日以前６箇月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて、別表第２に定める割合とする。

（勤勉手当に係る勤務期間）

第21条　前条に規定する勤務期間は、一般職員として在職した期間とする。

２　前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

（１）　第２条第３号、第４号又は第８号から第10号までに掲げる職員として在職した期間

（２）　育児休業法第２条の規定により育児休業（第８条第２項第２号ア及びイに掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間

（３）　休職にされていた期間（第８条第２項第３号アに掲げる期間及び同号イの休職の期間のうち人事委員会の定める期間を除く。）

（４）　育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間

（５）　条例第27条（教育職員給与条例第32条において準用する場合を含む。）の規定により給与を減額された期間（１日未満で、かつ、時間を単位として減額された期間並びに新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年新潟市条例第２号。以下「勤務時間条例」という。）第15条（新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成28年新潟市条例第58号。以下「教育職員勤務時間条例」という。）第９条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による介護休暇の承認を受けた期間、勤務時間条例第16条（教育職員勤務時間条例第９条において準用する場合を含む。）の規定による組合休暇の許可を受けた期間及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する大学の職員の業務を行うため勤務しなかった期間を除く。）

（６）　負傷又は疾病（公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第２条第２項及び第３項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は地方公務員災害補償法第２条第２項及び第３項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は公益的法人等派遣職員の派遣先団体において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第７条第２項に規定する通勤（当該派遣先団体において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第２条第２項第１号及び第２号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。）による負傷若しくは疾病を除く。）により勤務しなかった期間から勤務時間条例第３条（教育職員勤務時間条例第３条において準用する場合を含む。）に規定する週休日、勤務時間条例第８条の４第１項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する代休時間を指定された日及び休日等（次号において「週

休日等」という。）を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間。ただし、人事委員会の定める期間を除く。

（７） 勤務時間条例第15条の規定による介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

（８） 勤務時間条例第15条の２第１項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

（９） 育児休業法第19条第１項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(10) 法第26条の２第１項の規定による修学部分休業の承認又は法第26条の３第１項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間

(11) 基準日以前６箇月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間

第22条 第９条第１項の規定は、前条に規定する一般職員として在職した期間の算定について準用する。

２ 前項の期間の算定については、前条第２項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する。

（勤務成績の期間の末日）

第22条の２ 条例第23条第２項の基準日前において人事委員会規則で定める日は、次のとおりとする。

（１） ３月31日（６月に支給する場合）

（２） ９月30日（12月に支給する場合）

（勤勉手当の成績率）

第23条 定年前再任用短時間職員及び新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年新潟市条例第164号）第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第23条第１項の職員が著しく少数であること等の事情により、第１号及び第２号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

（１） 勤務成績が特に優秀な職員　100分の126.25以上100分の318.75以下（特定幹部職員にあっ

ては、100分の150.25以上100分の378.75以下）

（２）　勤務成績が優秀な職員　100分の114.75以上100分の126.25未満（特定幹部職員にあっては、100分の135.75以上100分の150.25未満）

（３）　勤務成績が良好な職員　100分の103.25（特定幹部職員にあっては、100分の123.25）

（４）　勤務成績が良好でない職員　100分の94.75以下（特定幹部職員にあっては、100分の113.75以下）

２　前項の場合において、職員の成績率を同項第４号に該当するものとして定める場合には、当分の間、人事委員会の定めるところによるものとする。

３　第１項第１号及び第２号に掲げる職員として成績率を定める者の数について基準となる割合は、人事委員会が定める。

第24条　定年前再任用短時間職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。

（１）　勤務成績が優秀な職員　100分の114.75以上（特定幹部職員にあっては、100分の135.75以上）

（２）　勤務成績が良好な職員　100分の103.25（特定幹部職員にあっては100分の123.25）

（３）　勤務成績が良好でない職員　100分の94.75以下（特定幹部職員にあっては100分の113.75以下）

２　前条第２項の規定は、前項第３号に該当するものとして成績率を定める場合に準用する。

第25条　特定任期付職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。

（１）　勤務成績が優秀な職員　100分の88.75以上100分の266.25以下

（２）　勤務成績が良好な職員　100分の78.75

（３）　勤務成績が良好でない職員　100分の72.25以下

２　第23条第２項の規定は、前項第３号に該当するものとして成績率を定める場合に準用する。

第26条　前３条に定めるもののほか、職員の勤勉手当の成績率に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（支給日）

第27条　期末手当及び勤勉手当の支給日は、別表第３の基準日欄に掲げる基準日の別に応じて、そ

れぞれ支給日欄に定める日とする。ただし、支給日欄に定める日が日曜日に当たるときは同欄に定める日の前々日とし、同欄に定める日が土曜日に当たるときは同欄に定める日の前日とする。

（端数計算）

第28条　条例第22条第２項の期末手当基礎額又は条例第23条第３項前段の勤勉手当基礎額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（その他）

第29条　この規則の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成19年４月１日から施行する。

（平成18年４月１日に降格をした職員の期末手当及び勤勉手当の加算割合の特例）

２　新潟市給与条例施行規則等を廃止する規則（平成19年新潟市規則第132号）による廃止前の新潟市給与条例施行規則の一部を改正する規則（平成18年新潟市規則第50号）附則第15項の規定の適用を受けた職員のうち、第７条第２項に規定する割合が平成17年12月１日においてその者が適用を受けた割合（この項において「旧規則の割合」という。）を下回ることとなるもの（平成18年４月２日以降に降格をした職員を除く。）には、条例第22条第５項（条例第23条第５項において準用する場合を含む。）の人事委員会規則で定める割合は、第７条第２項の規定にかかわらず、当分の間、旧規則の割合とする。

（平成21年６月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

３　平成21年６月に支給する勤勉手当に関する第23条第１項及び第24条第１項の規定の適用については、第23条第１項第１号中「100分の86以上100分の145以下」とあるのは「100分の80以上100分の135以下」と、「100分の111以上100分の185以下」とあるのは「100分の99以上100分の165以下」と、同項第２号中「100分の78.5以上100分の86未満」とあるのは「100分の73以上100分の80未満」と、「100分の101以上100分の111未満」とあるのは「100分の90以上100分の99未満」と、同項第３号中「100分の71」とあるのは「100分の66」と、「100分の91」とあるのは「100分の81」と、同項第４号中「100分の71未満」とあるのは「100分の66未満」と、「100分の91未満」とあるのは「100分の81未満」と、第24条第１項第１号中「100分の35超」とあるのは「100分の30超」と、「100分の45超」とあるのは「100分の40超」と、同項第２号中「100分の35」とあるのは「100分の30」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」と、同項第３号中「100分の35未満」とあるのは「100分の30未満」と、「100分の45未満」とあるのは「100分の40未満」とする。

附　則（平成19年人委規則第62号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則は、平成19年８月１日から適用する。

附　則（平成20年人委規則第２号）

この規則は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成20年人委規則第12号）

この規則は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成20年人委規則第15号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成19年４月１日から適用する。

附　則（平成20年人委規則第22号）

この規則は、平成20年12月１日から施行する。

附　則（平成21年人委規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成22年人委規則第１号）

この規則は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成22年人委規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成22年人委規則第21号）

この規則は、平成22年12月１日から施行する。

附　則（平成23年人委規則第１号）

この規則は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成23年人委規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成25年人委規則第１号）

この規則は、公布の日から施行し、第１条の規定による改正後の新潟市期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定、第２条の規定による改正後の新潟市職員の俸給等の支給に関する規則の規定、第３条の規定による改正後の新潟市教育職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の規定、第４条の規定による改正後の新潟市教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の規定、第５条の規定による改正後の新潟市教育職員の定時制教育手当に関する規則の規定、第６条の規定による改正

後の新潟市教育職員の管理職手当に関する規則の規定、第７条の規定による改正後の新潟市教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の規定、第８条の規定による改正後の新潟市職員の俸給の切替えに伴う経過措置に関する規則の規定、第９条の規定による改正後の退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則の規定及び第10条の規定による改正後の新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例別表第１の備考２に関する規則は、平成25年１月１日から適用する。

附　則（平成26年人委規則第11号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成26年12月１日から適用する。

附　則（平成27年人委規則第７号）

この規則は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成28年２月29日人委規則第９号）

（施行期日等）

１　この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記様式第１号の改正規定は、平成28年４月１日から施行する。

２　改正後の新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の第23条第１項及び第24条第１項の規定は、平成27年12月１日から適用する。

附　則（平成28年３月30日人委規則第18号）

（施行期日）

１　この規則は、平成28年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　平成28年６月に支給する勤勉手当については、改正後の新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成28年12月28日人委規則第26号）

（施行期日等）

１　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第21条第２項の改正規定は、平成29年１月１日から施行する。

２　この規則（前項ただし書きに規定する改正規定を除く。）による改正後の新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成28年12月１日から適用する。

附　則（平成29年３月30日人委規則第８号）

この規則は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（平成29年11月30日人委規則第17号）

この規則は、平成29年12月１日から施行する。

附　則（平成30年３月29日人委規則第３号）

この規則は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（平成30年12月28日人委規則第13号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成30年12月１日から適用する。

附　則（平成31年３月25日人委規則第１号）

この規則は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和元年12月30日人委規則第７号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和２年２月28日人委規則第３号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和元年12月１日から適用する。

附　則（令和２年３月23日人委規則第８号）

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和２年５月29日人委規則第12号）

この規則は、令和２年11月30日から施行する。

附　則（令和３年３月31日人委規則第６号）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和４年９月15日人委規則第10号）

この規則は、令和４年10月１日から施行する。

附　則（令和４年12月26日人委規則第13号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和４年12月１日から適用する。

附　則（令和５年１月20日人委規則第12号）

（施行期日）

１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号）附則第４条第１項若しくは第２項

又は第６条第１項若しくは第２項の規定により採用された職員は、この規則による改正後の新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第３条第２号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

附　則（令和５年３月23日人委規則第19号）

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和５年９月21日人委規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和５年12月27日人委規則第28号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和５年12月１日から適用する。

附　則（令和６年３月14日人委規則第２号）

この規則は、令和６年４月１日から適用する。

附　則（令和６年12月27日人委規則第８号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和６年12月１日から適用する。

附　則（令和７年３月28日人委規則第７号）

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

附　則（令和７年５月27日人委規則第12号）

この規則は、令和７年６月１日から施行する。

附　則（令和７年12月26日人委規則第22号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和７年12月１日から適用する。

附　則（令和８年３月11日人委規則第３号）

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

別表第１（第７条関係）

俸給表	職員	加算割合
一般俸給表	理事、部長及び部次長の職にある職員	100分の20
	参事、課長及び副参事の職にある職員	100分の15

	課長補佐、主幹及び副主幹の職にある職員	100分の10
	職務の級が４級の職員	
	職務の級が３級の職員	100分の５
医療職俸給表（１）	職務の級が４級の職員	100分の20
	職務の級が３級の職員で部次長の職にあるもの	100分の15
	参事、課長及び副参事の職にある職員	
	課長補佐、主幹、係長及び主査の職にある職員	100分の10
	医師又は歯科医師の免許取得後５年を経た職員	100分の５
医療職俸給表（２）	部長及び部次長の職にある職員	100分の20
	参事、課長及び副参事の職にある職員	100分の15
	課長補佐及び主幹の職にある職員	100分の10
	職務の級が５級の職員	
	職務の級が４級の職員	100分の５
	職務の級が３級以上の職員で職務の複雑、困難及び責任の度等が上欄に掲げる職員に相当するものとして人事委員会が定める職員	
医療職俸給表（３）	部次長の職にある職員	100分の20
	参事、課長及び副参事の職にある職員	100分の15
	課長補佐及び主幹の職にある職員	100分の10
	職務の級が５級の職員	
	職務の複雑、困難及び責任の度等が上欄に掲げる職員に相当するものとして人事委員会が定める職員	
	職務の級が４級以上の職員で係長、主任職、主査又は副主査の職にあるもの	100分の５
	職務の級が３級以上の職員で職務の複雑、困難及び責任の度等が上欄に掲げる職員に相当するものとして人事委員会が定める職員	
消防職俸給表	消防局次長の職にある職員	100分の20
	中央消防署の署長及び西消防署の署長の職にある職員	

	参事、課長及び副参事の職にある職員	100分の15
	課長補佐、主幹、副主幹及び係長の職にある職員	100分の10
	主任職又は主査にある職員で職務の複雑、困難及び責任の度等が上欄に掲げる職員に相当するものとして人事委員会が定める職員	
	職務の級が４級以上の職員で職務の複雑、困難及び責任の度等が上欄に掲げる職員に相当するものとして人事委員会が定める職員	
	職務の級が４級以上の職員（上欄に掲げる職員を除く。）	100分の５
福祉職俸給表	部次長の職にある職員	100分の20
	参事、課長及び副参事の職にある職員	100分の15
	職務の級が４級以上の職員	100分の10
	職務の級が３級以上の職員及び副主査の職にある職員	100分の５
教育職俸給表（１）	職務の級が４級の職員	100分の20
	職務の級が３級及び特２級並びに２級（108号俸以上の俸給を受けている者に限る。）の職員	100分の10
	職務の級が２級（44号俸以上の俸給を受けている者、再任用職員及び再任用短時間勤務職員に限る。）の職員	100分の５
教育職俸給表（２）	職務の級が４級の職員（新潟市職員の管理職手当に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第39号）第２条第２項に定める管理職手当の区分が３種の職員に限る。）の職員	100分の20
	職務の級が４級（上欄に掲げる職員を除く。）の職員	100分の15
	職務の級が３級及び特２級並びに２級（120号俸以上の俸給を受けている者に限る。）の職員	100分の10
	職務の級が２級（56号俸以上の俸給を受けている者、再任用職員及び再任用短時間勤務職員に限る。）の職員	100分の５
新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成	５号俸以上の号俸及び任期付職員条例第７条第３項（育児休業条例第22条（育児休業法第17条の規定により短時間勤務をさせる職員について条例の規定を適用する場合を含む。）の	100分の20

16年新潟市条例第164号。以下この表において「任期付職員条例」という。）第７条第１項の俸給表	規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により決定された俸給月額を受ける職員	
	４号俸及び３号俸を受ける職員	100分の15
	２号俸及び１号俸を受ける職員	100分の10
新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年新潟市条例第165号。以下この表において「任期付研究員条例」という。）第５条第１項の俸給表	５号俸以上の号俸及び任期付研究員条例第５条第４項（育児休業条例第21条（育児休業法第17条の規定により短時間勤務をさせる職員について条例の規定を適用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により決定された俸給月額を受ける職員	100分の20
	４号俸及び３号俸を受ける職員	100分の15
	２号俸及び１号俸を受ける職員	100分の10
新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第５条第２項の俸給表	すべての職員	100分の５

備考

１　この表において、理事、部長、部次長、参事、課長、副参事、課長補佐、主幹、副主幹、係長、主任職、主査及び副主査とは、新潟市職員任用規則（平成19年新潟市人事委員会規則第７号）別表に掲げる役職をいう。

２　俸給表（給与条例の俸給表又は教育職員給与条例の俸給表をいう。）の適用を異にして異動（給与条例の俸給表の適用を受けていた者から教育職員給与条例の俸給表の適用を受ける職員となる異動及び教育職員給与条例の俸給表の適用を受けていた者から給与条例の俸給表の適用を受ける職員となる異動を含む。以下この項において同じ。）した職員（異動後においてこの表に掲げられている職員に限る。）で、異動後の加算割合が異動前の加算割合を下

回ることとなるもののうち、他の職員との均衡及び任用における特別の事情を考慮して人事委員会が特に必要と認める職員については、当該異動後の加算割合に100分の５を加えた加算割合が定められている職員の区分に属する職員としてこの表に掲げられているものとする。

別表第２（第20条関係）

勤務期間	割合
６箇月	100分の100
５箇月15日以上６箇月未満	100分の95
５箇月以上５箇月15日未満	100分の90
４箇月15日以上５箇月未満	100分の80
４箇月以上４箇月15日未満	100分の70
３箇月15日以上４箇月未満	100分の60
３箇月以上３箇月15日未満	100分の50
２箇月15日以上３箇月未満	100分の40
２箇月以上２箇月15日未満	100分の30
１箇月15日以上２箇月未満	100分の20
１箇月以上１箇月15日未満	100分の15
15日以上１箇月未満	100分の10
15日未満	100分の５
０	０

別表第３（第26条関係）

基準日	支給日
６月１日	６月30日
12月１日	12月10日

別記様式第１号（第12条関係）
別記様式第1号(第12条関係)

期末手当及び勤勉手当支給一時差止処分書

年　　月　　日

様

一時差止処分者　　印

新潟市給与条例第22条の3第1項(同条例第23条第6項及び第28条第8項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、期末手当及び勤勉手当の支給を一時差し止めます。

なお、この処分について不服があるときは、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、新潟市長に対し審査請求をすることができます。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に　　に対し、この処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考　教育職員給与条例により処分する場合は、上記の根拠条項の部分を同条例の相当規定に読み替えて使用すること。

別記様式第２号（第15条関係）
別記様式第2号(第15条関係)

処分説明書

1　処分者	
役職 氏名　　印	
2　被処分者	
離職時の所属	氏名(ふりがな)
離職時の職名	離職日の級及び号俸
採用年月日 年　月　日	離職年月日 年　月　日
3　処分の内容	
処分発令日 年　月　日	処分説明書交付日 年　月　日
根拠条項	処分の対象となる手当 期末手当・期末手当及び勤勉手当
刑事事件との関係 起訴日　年　月　日　逮捕日　年　月　日	
処分の理由 (思料される犯罪に係る罰条：　)	

(教示)　この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、一時差し止められている期末手当又は勤勉手当が支給されます。

1　この処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

2　この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

3　被処分者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくこの処分に係る期末手当又は勤勉手当の基準日から起算して1年を経過した場合(被処分者が在職期間中の行為に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことがこの処分の目的に明らかに反すると認めるときを除く。)

4　処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当又は勤勉手当の支給を差し止める必要がなくなったと認められる場合